

## 幸手市地域公共交通計画策定について

### 1 地域公共交通計画とは

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」に基づいた法定計画である。
- ・活性化再生法第5条第1項により地域公共交通計画策定が努力義務となった。
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための計画。

### 2 地域公共交通計画の基本記載事項（活性化再生法第5条）

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

### 3 計画の策定までの流れ（予定）

#### (1) 公共交通の現状と課題の整理

- ・公共交通アンケート調査実施
  - 公共交通に関する市民アンケート調査（無作為抽出 2000 件）
  - ※令和4年度中実施予定
  - その他必要に応じてアンケート・意見聴取を行う
- ・現状分析
- ・上位・関連計画と本計画の位置づけの整理
- ・課題の整理

## (2) 計画の策定

- ・基本方針の設定
- ・計画目標の設定
- ・目標達成のための事業等の検討
- ・計画（案）のとりまとめ
- ・パブリックコメント実施
- ・地域公共交通計画の策定（令和6年2月頃）

## **4 補助金と地域公共交通計画の連動化**

活性化再生法の改正に合わせる形で、地域公共交通計画と国の補助制度が連動化され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となりました。

幸手市が地域内フィーダー系統補助金の交付を今後も継続して受けるためには、令和7年度事業の認定申請の提出期限（予定：令和6年6月）までに計画の作成、国への計画の送付が必要となります。